

# 働き方改革と これからの中小及び小規模企業の 賃金・賞与の決め方

こんな企業様に  
おすすめ!!

- ☑ 働き方改革は中小企業には関係ないと思っている
- ☑ 今後、賃金、賞与をどのように設定してよいかわからない
- ☑ そもそも中小企業の賃金、賞与制度とはどのようなものなのか

働き方改革が巷で叫ばれる中「どうせ大企業だけの話でしょ」「ウチは中小企業だから関係ない」と思っているらしい中小企業の社長は多い。しかし現政権のもと「働き方改革」はそのスピードをますます上げ、中小企業もその影響を受けるのは免れません。

## セミナー内容

- 働き方改革と中小および小規模企業の現状
- 賃金、賞与制度の解説本、セミナーは大企業向けばかり!
- どのように賃金、賞与を決めていったらいいのか



【講師プロフィール】  
植田 秀樹(うへだ ひでき)  
社会保険労務士  
平成2年から当法人に勤務。  
平成5年社会保険労務士登録。平成28年マイナンバー  
対応個人情報保護士認定。

日時

平成30年2月20日(火) 14:00~15:45 (13:40開場)

会場

社会保険労務士法人 飯田橋事務所 セミナールーム  
(JR/地下鉄各線「飯田橋駅」徒歩6分)

定員

15名(先着順締切)

参加費

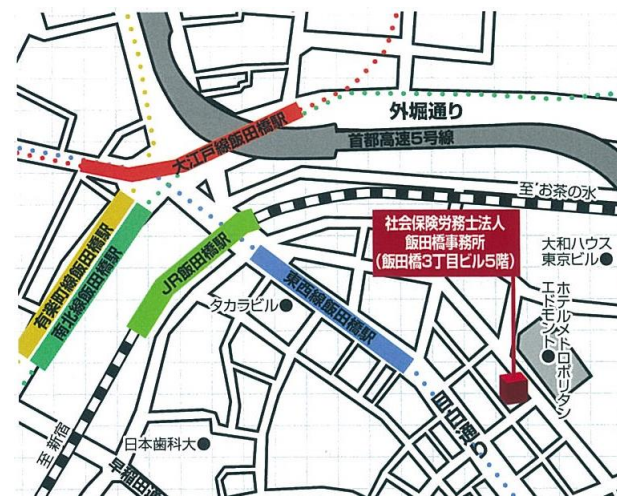
無料

※当日受付にてお名刺を頂戴いたします。

申込方法

下記のいずれかでお申込みいただけます。

- ① FAX 03-5213-9124
- ② メール seminar@sr-suzuki.jp
- ③ 電話 03-5213-9123(担当;土井、栖原、横島、宮尾)



申込書 FAX 03-5213-9124

フリガナ お名前		TEL	
貴社名		FAX	
ご住所	〒	E-mail	
業種		従業員数	

【お問い合わせ先】社会保険労務士法人 飯田橋事務所  
〒102-0072 東京都千代田区飯田橋3-2-2 飯田橋3丁目ビル5F  
TEL 03-5213-9123 FAX 03-5213-9124 <http://www.sr-suzuki.jp/>

〔個人情報の取扱いについて〕

お申込みにかかる個人情報は、当事務所において厳重に管理し、原則として本お申込者の把握以外に使用・開示および提供することはありません。ただし、当事務所からのサービスのご案内に使用させていただくことがございます。個人情報についてのお問い合わせは上記までお願いいたします。

社会保険労務士 飯田橋事務所 検索